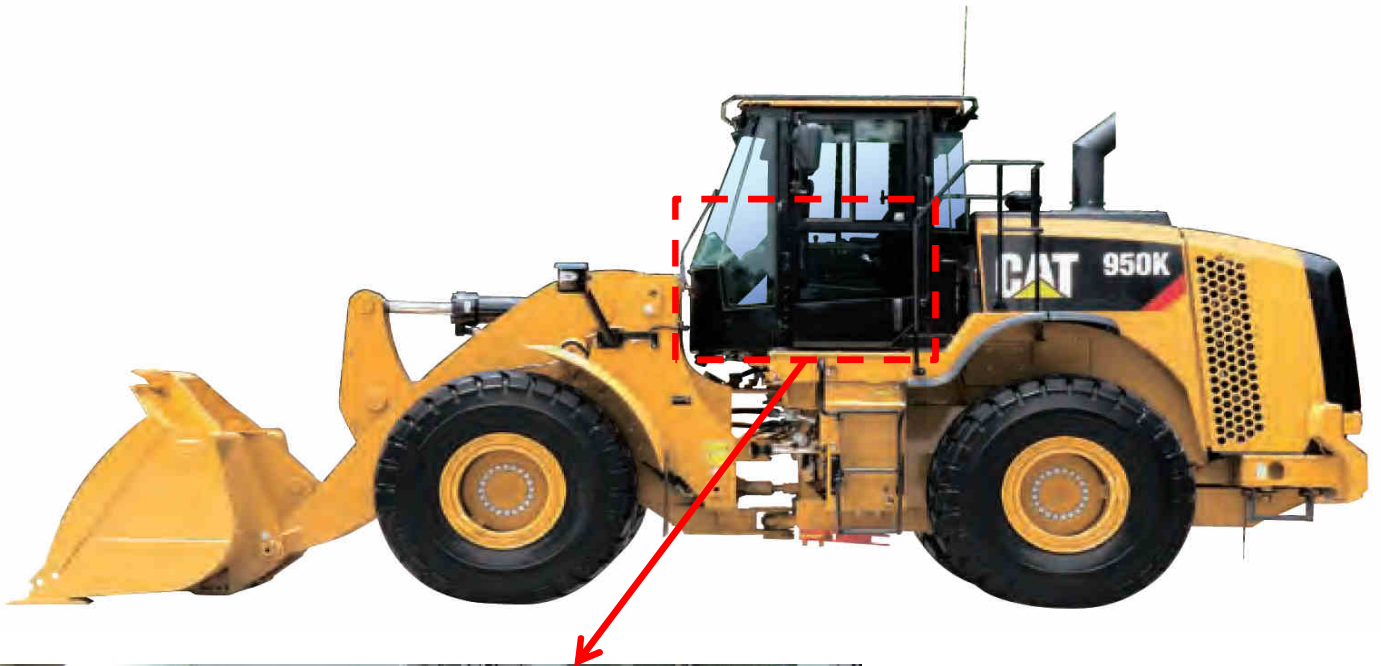


- 改善箇所説明図 -



基準不適合箇所の一例



運転席窓ガラス(車外側より)

商標ステッカー

【基準不適合箇所】

窓ガラスにおいて、窓ガラス製造元の商標ステッカーが貼付けられているため、道路運送車両の保安基準第29条に適合していない。

【改善措置の内容】

窓ガラスに当該商標ステッカーが貼られているか確認し、貼られている場合には剥がす。

識別：改善実施済み車両には、キャブ後面ガラス左下若しくは左支柱下に、No.外-2105のステッカーを貼付する。